
「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正等について

日証協 平 22. 6. 11

本協会では、本年 6 月 11 日の公社債委員会において、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正を行った。

本改正は、本年 4 月に「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」が取りまとめた最終報告書において提言された事項であるフェイルチャージの導入やカットオフタイムの変更等の市場慣行の見直しを実現するためのものである。

また、併せてフェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務上の取扱いを取りまとめた「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び新たな市場慣行の速やかな定着に資するために『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』及び『フェイルチャージの実務に関する取扱指針』に基づく決済についての Q & A」を取りまとめた。

本ガイドラインの改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

本ガイドライン改正の趣旨骨子及び新旧対照表等は、以下のとおりである。

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について

平成 22 年 6 月 11 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 12 年 8 月、日銀ネットにおける当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化が実現されるに当たり、その円滑な移行の実現や、国債決済 RTGS 下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を取りまとめた「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を発表し、その後も日銀ネットのシステム変更等に伴い、同ガイドラインの改正を行ってきたところである。

今般、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」を受け、同ガイドラインの「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の対象となる取引にレポ取引（現先取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済）を含めること及びフェイルチャージの取扱いについて規定を設ける等、所要の整備を図るため、同ガイドラインの一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) カットオフ・タイムを午後 2 時とする。
(Ⅱ. 2. (1) ③)
- (2) 「フェイルに関するガイドライン」の対象となる取引を売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済）とする。
(Ⅲ. 2. (2) ③)
- (3) フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるもの）を請求できることとする。
(Ⅲ. 4. (3))
- (4) フェイルチャージの取扱いを規定する。
(Ⅲ. 5.)
- (5) その他、カットオフ・タイムが午後 2 時とされたことに伴う所要の整備を図る。

3. 改正の時期

この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

○本件に関するお問い合わせ先
日本証券業協会 自主規制 2 部 （TEL 03-3667-8456）

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について

平成22年6月11日
(下線部分変更)

新	旧
Ⅰ. 総論 1. 目的 近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。 国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。 さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済 環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。 平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機以降、市場参加者において債券決済におけるフェイル慣行等を改めて見直す必要性が強く認識されたことを踏まえ、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、本協会公社債委員会の下部機関として、市場横断的なメンバーにより組成される「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置した。同ワーキング・グループでは、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含め、フェイル慣行の更なる定着に向けた見直しについて検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成22年11月、本ガイドラインについて改正を行った。 本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることに	Ⅰ. 総論 1. 目的 近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。 国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。 さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済 環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。 本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。 なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

新	旧
よって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。 なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない 2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、<u>平成22年11月1日</u>とする。 II. 決済の円滑化に関するガイドライン 1. 決済金額の小口化 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 決済金額小口化の対象外の取引 次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。 ① 日本銀行との取引 (<u>T-Bill</u> 及び長国等のオペ、新発債の払込等) ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引 ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引(自己口II及びIVとの取引) 2. カットオフ・タイム等の設定 (1) カットオフ・タイムの設定 ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。 ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。 ③ カットオフ・タイムは、<u>午後2時</u>とする。 (2) リバーサル・タイムの設定 ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。 ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする。 <u>ただし、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の30分前から稼働終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする(注2)。</u> (注1) 「フェイル」は、III. 1を参照	2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、<u>平成16年1月19日</u>とする。 II. 決済の円滑化に関するガイドライン 1. 決済金額の小口化 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) 決済金額小口化の対象外の取引 次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。 ① 日本銀行との取引 (<u>TB・FB</u> 及び長国等のオペ、新発債の払込等) ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引 ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引(自己口II及びIVとの取引) 2. カットオフ・タイム等の設定 (1) カットオフ・タイムの設定 ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。 ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。 ③ カットオフ・タイムは、日銀ネット国債系稼働終了時刻の<u>1時間前</u>の時刻とする。 (2) リバーサル・タイムの設定 ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。 ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする<u>(注2)</u>。 (注1) 「フェイル」は、III. 1を参照

新	旧
(注2) <u>平成22年6月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。</u> (削 除)	(注2) <u>平成16年1月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくカットオフ・タイムは午後3時30分、リバーサル・タイムは午後3時30分から午後4時30分の間である。</u>
	(3) <u>日銀ネット国債系稼働終了時刻が延長された場合のカットオフ・タイムの運用について</u> ① <u>日本銀行から、当初のカットオフ・タイムの15分前までに稼働終了時刻延長の通知が行われた場合には、カットオフ・タイムを自動的に繰り下げ、延長後の日銀ネット国債系稼働終了時刻の1時間前の時刻とする。</u> ② <u>日本銀行から、当初のカットオフ・タイムの15分前の時刻を過ぎて稼働終了時刻延長の通知が行われた場合には、市場参加者の混乱を回避するため、カットオフ・タイムを変更しないこととする。</u> ③ <u>カットオフ・タイム繰り下げ後において、日本銀行から日銀ネット国債系稼働終了時刻が再延長されたときのカットオフ・タイムの取扱いは、①②に準ずる。</u>
3. 決済日における市場参加者の行動指針 (現行どおり) 4. 預り口等の決済の円滑化 (現行どおり) 5. 決済円滑化に係る留意事項 (現行どおり)	3. 決済日における市場参加者の行動指針 (省 略) 4. 預り口等の決済の円滑化 (省 略) 5. 決済円滑化に係る留意事項 (省 略)
III. フェイルに関するガイドライン 1. フェイルの定義 (現行どおり) 2. フェイル解消の誠実努力義務 フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。 なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、<u>フェイルされた受け方よりフェイル発生の際の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。</u>	III. フェイルに関するガイドライン 1. フェイルの定義 (省 略) 2. フェイル解消の誠実努力義務 フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。
3. フェイルに関するガイドラインの前提 (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うた	3. フェイルに関するガイドラインの前提 (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うた

新	旧
めには、DVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。	めには、国債と資金を同時に決済するDVP決済が前提となることに留意する。
なお、DVP決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。	
(2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。	（ 新 設 ）
(3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、レポ取引にあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。	（ 新 設 ）
(4) （ 現行どおり ）	(2) （ 省 略 ）
(5) （ 現行どおり ）	(3) （ 省 略 ）
(6) （ 現行どおり ）	(4) （ 省 略 ）
4. フェイル・コストに関する考え方	4. フェイル・コストに関する考え方
(1) （ 現行どおり ）	(1) （ 省 略 ）
(2) （ 現行どおり ）	(2) （ 省 略 ）
(3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)という経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。	（ 新 設 ）
(4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。	(3) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする（別紙参照）。
5. フェイルチャージの取扱い	（ 新 設 ）
(1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。	（ 新 設 ）
(2) 市場参加者は、全てのDVP決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。	（ 新 設 ）
(3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。	（ 新 設 ）
(4) フェイルチャージの算出は、以下の方法によ	（ 新 設 ）

新	旧
り行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。	
$\sum_{\text{フェイル日数}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$	
6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い	5. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い
(1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。 なお、<u>市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。</u>また、<u>当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。</u> (2) (現行どおり)	(1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。 なお、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。 (2) (省 略)
7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理	6. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理
(1) (現行どおり) (2) (現行どおり)	(1) (省 略) (2) (省 略)
IV. ニ当事者間におけるネットティングに関するガイドライン	IV. ニ当事者間におけるネットティングに関するガイドライン
1. 標準的なネットティング・スキーム (現行どおり)	1. 標準的なネットティング・スキーム (省 略)
2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (現行どおり)	2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (省 略)
3. 事務手続き (現行どおり)	3. 事務手続き (省 略)
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係 (現行どおり)	4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係 (省 略)
5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティングについて	5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティングについて

新	旧
(現行どおり) (削 る)	(省 略) (別 紙) <u>「フェイル・コストに関する考え方」における暫定的な取扱いについて</u> <u>「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の4. に記載する「フェイル・コストに関する考え方」は、同項(1)及び(2)でいう経済合理性によりフェイルの発生が十分に抑止されるとの検討結果に基づき、取引の円滑化や市場流動性の確保の観点から、市場参加者間で遅延損害金等の授受を行わないことを市場慣行とするものであるが、現状のような異常なまでの低金利下ではこの経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念も否定できない。これは、フェイルに係る決済慣行を検討してきた本旨に合致しないものであるとともに、わが国の国債市場への同決済慣行の定着に少なからず悪影響を与えることも懸念される。ついては、当分の間、フェイルをされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとする。</u> <u>なお、本費用請求については、RTGS化後の国債の決済状況及び市場環境の変化等を勘案し、「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」の4. に記載する「フェイル・コストに関する考え方」で十分経済合理性が働くと判断されたときに見直すこととする。</u>

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正に対するパブリック・コメントの結果について

平成 22 年 6 月 11 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について、平成 22 年 4 月 21 日から平成 22 年 5 月 17 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。この間に寄せられた意見（2 件、2 先）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

国債の即時グロス決済に関するガイドライン			
項番	該当箇所	意見・要望等	考え方
1	Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	（意見） 改正骨子に賛同する。 フェイルチャージを導入すれば、フェイルが発生したファンドにおいてフェイルイントが渡ることになり。公平感が増すので良いと考える。 （理由） これまで、フェイルが発生した場合における損害に対するチャージは、コール運用に回せる資金が増えたことによる運用益であった。 この場合フェイルが発生したファンドに対して 1 0 0 %運用益が入るわけではなかった（コール放出が一般口のため）。 しかし、フェイルチャージを導入すれば、1 0 0 %フェイルイントが渡る事になり公平感が増す。	従来のフェイル慣行では、低金利下における暫定的な取扱いとして、当分の間、フェイルをされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとしていましたが、具体的な費用の請求についての規定はありませんでした。 このため、今回の改正によりフェイルチャージを導入することにより、ご意見のとおり、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージを請求できることとなります。
2	Ⅲ. フェイルに関するガイドライン	・コンファメーション等の事前通知に基づくフェイルチャージ請求合意取引の記載について コンファメーション等書類への直接記載でなく、別紙を添付する形式で別紙にて表題や内容記載において当該取引は事前通知に基づくフェイルチャージ請求合意の取引である旨を記載し、コンファメーション等とともに提供することでも対応可能と判断してよいでしょうか？ （システム対応の時間・費用の問題や書類表示ができない物理的な問題もあるかと考え、次善の対応策 としてご提案するものです。）	別途公表しております、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針（以下、取扱指針）」において、フェイルチャージ導入にあたっては、フェイルチャージの請求・授受について事前通知による方法で当事者間での同意を取得し、個別取引明細書等による通知によって、その同意による法的根拠を補強することが推奨されています。 今回お問い合わせの「別紙」を受領者がコンファメーション等の一部をなすと明らかに認識できるのであれば、当該取扱指針に沿った取扱いで問題ないと考えます。

以 上

国債の即時グロス決済に関するガイドライン

平成 2 2 年 1 1 月 版

日 本 証 券 業 協 会

目 次

I．総 論	1
1．目 的	1
2．実施時期	1
II．決済の円滑化に関するガイドライン.....	2
1．決済金額の小口化.....	2
(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面.....	2
(2) 上限額面超の取引の処理方法.....	2
(3) 決済金額小口化の対象外の取引.....	2
2．カットオフ・タイム等の設定.....	2
(1) カットオフ・タイムの設定.....	2
(2) リバーサル・タイムの設定.....	2
3．決済日における市場参加者の行動指針.....	3
(1) 決済日当日の午前中の行動指針.....	3
(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針.....	3
(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針.....	4
4．預り口等の決済の円滑化.....	4
(1) DVP 決済への移行	4
(2) 事務スキームの確認.....	4
(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用	4
5．決済円滑化に係る留意事項.....	5
III．フェイルに関するガイドライン.....	7
1．フェイルの定義.....	7
2．フェイル解消の誠実努力義務.....	7
3．フェイルに関するガイドラインの前提.....	7
4．フェイル・コストに関する考え方.....	7
5．フェイルチャージの取扱い.....	8

6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い	8
7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理	8
IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン	10
1. 標準的なネットティング・スキーム	10
(1) ネットティングの形態	10
(2) 対象となる決済数量	10
(3) 対象となる決済方法	10
(4) 対象となる取引の約定時限	10
(5) 対象となる取引種別	10
(6) 対象となる国債の保有形態	10
(7) 対象となる口座	10
(8) ペア付けの方法	10
(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限	10
(10) 資金決済口座の指定	10
2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング	11
3. 事務手続き	11
(1) ペア付けの指図	11
(2) ネットティングの照合通知	11
(3) ネットティングの照合時限	11
(4) 照合通知の送付方法	11
(5) 照合通知の確認方法	11
(6) 異議の通知	11
(7) 照合部署	11
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係	11
5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティング について	12

Ⅰ．総 論

1．目 的

近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済(Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。)化を実施した。

国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。

さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。

平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機以降、市場参加者において債券決済におけるフェイル慣行等を改めて見直す必要性が強く認識されたことを踏まえ、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、本協会公社債委員会の下部機関として、市場横断的なメンバーにより組成される「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置した。同ワーキング・グループでは、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含め、フェイル慣行の更なる定着に向けた見直しについて検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成22年6月、本ガイドラインについて改正を行った。

本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

2．実施時期

本ガイドラインの実施日は、平成22年11月1日とする。

II．決済の円滑化に関するガイドライン

1．決済金額の小口化

(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面

1 件当たりの決済に必要な国債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は日銀ネット国債系において国債を決済する際の 1 件当たりの上限額面を 50 億円とする。

なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。

(2) 上限額面超の取引の処理方法

- ① 市場参加者は額面 50 億円超の取引を行った場合には、額面 50 億円を上限に同取引を分割したうえで日銀ネット国債系に入力するものとする。
- ② 約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面 50 億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面 50 億円を上限に小口化する。

(3) 決済金額小口化の対象外の取引

次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。

- ① 日本銀行との取引（T-Bill 及び長国等のオペ、新発債の払込等）
- ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引
- ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引（自己口Ⅱ及びⅣとの取引）

2．カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

- ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル^(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。
- ② 市場参加者は、カットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとする。
- ③ カットオフ・タイムは、午後 2 時とする。

(2) リバーサル・タイムの設定

- ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。
- ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系の稼働終了時刻までの間とする。

ただし、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の 30 分前から稼働終了時刻までの間

(注1) 「フェイル」は、Ⅲ．1 を参照

については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする
(注2)。

3. 決済日における市場参加者の行動指針

(1) 決済日当日の午前中の行動指針

- ① 国債の渡し方は、午前9時以降できるだけ速やかに国債受渡依頼電文の送信を行い、同受渡依頼電文を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、資金受渡依頼電文を送信する。
- ② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、午前9時以降できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。
- ③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした国債受渡依頼電文の送信を行わない。
- ④ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのではなく、極力速やかに送信する。
- ⑤ 日銀ネット国債系において決済の時間指定を行わない。
- ⑥ 国債及び資金の受渡依頼電文の内容に過誤があった場合、同受渡依頼電文を受信した者は速やかに日銀ネットにおいて確認依頼電文を送信し、同確認依頼電文を受信した者は当該受渡依頼電文の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。
- ⑦ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理する。
- ⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分のすべての決済を終了させることが望ましい。

(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針

- ① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに国債あるいは資金の受渡依頼電文を送信するよう依頼する。
- ② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく国債受渡依頼電文を送信することのないよう留意する。
- ③ 市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(注2) 平成22年6月現在、日銀ネット国債系の原則的な運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。

(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

- ① 市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日のすべての決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。
- ② 市場参加者は、DVP 同時担保受払口の利用に当たり、日銀ネット国債系の稼働終了時刻までに同口における国債及び資金の残高をゼロにしなければならない。これに対応するため、リバーサル・タイムにおいては、日本銀行から送信される「銘柄別担保（同時受払）現在高・価額合計通知」を参考に、状況をよく把握して処理するよう留意する。

4. 預り口等の決済の円滑化

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。

(1) DVP 決済への移行

決済リスク削減の観点から、振込間接参加者（国債振替決済制度上の間接参加者、外国間接参加者及び顧客をいう。）及び日本銀行に当座預金口座を持たない日銀ネット国債系の振込直接参加者（国債振替決済制度上の参加者をいう。）についても、預り口 DVP (Delivery Versus Payment) 及び資金代行決済を効果的に活用して、DVP 決済に移行することが望ましい。

(2) 事務スキームの確認

預り口等の資金決済については、基本的に決済の依頼者とそれを受ける振込直接参加者との間で事務スキームを確認する必要がある。

当事者間で預り口等の資金決済について取決めを行う場合には、RTGS 化の流れを阻害することのないよう、また、一方の当事者が極端に不利とならないよう配慮することとする。

(3) 国債 DVP システムにおける記事欄の活用

- ① 預り口決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債 DVP システムに設けられている記事欄（半角英数カナ 64 文字）を活用することとする^(注3)。

- ② 活用例は次のとおりとする。

- (イ) 金融機関は統一金融機関番号、証券会社は証券会社等標準コード、非居住者はスイフトの BIC コードを使用し、各コード（統一金融機関番号及び証券会社等標準コードは 4 桁の番号、BIC コードは支店コード 3 桁を除いた 8 桁の英字と数字の組み合わせ）の初めに、統一金融機関番号の場合は BA、証券会社等標準コードの場合は SC、非居住者の場合は NR (NON・RESIDENT の NR) の文字を追加して入力する。

(注3) 国債 DVP システムの記事欄は、DVP 決済に限らず FOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。また、信託勘定の決済に当たり、当事者間の合意により II. 4. (3) の活用例等に準じて信託銀行が通知するファンド・コード等を活用することも可能である。

(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、
 決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。

(例) 当該間接参加者等の名称をカタカナで記事欄に入力する。

③ 入力フィールドは次のとおりとする。

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	...	64
入力項目	空欄	空欄	B	B	A	数	数	数	数	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	O	B	A	数	数	数	数	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	空欄	自由使用欄		
	空欄	空欄		B	N	R	英字	英字	英字	英字	英字	英字	英字又は数字	英字又は数字	空欄	空欄	空欄		空欄	O	N	R	英字	英字	英字	英字	英字	英字	英字又は数字	英字又は数字		空欄	空欄

国債受け方欄

国債渡し方欄

(イ) 左から 1～15 文字目を決済依頼者（国債受け方）欄、16～30 文字目を決済依頼者（国債渡し方）欄として使用する。

(ロ) 国債受け方を表す英字 B（BENEFICIARY の B）を 3 文字目、国債渡し方を表す英字 O（ORDER の O）を 18 文字目に表示し、続けて統一金融機関番号等、決済依頼者を特定するためのコードを表示する。（31 文字目からは、特に使用方法を定めず空欄としておくこと。）。

④ 自己勘定に係る決済を行う際は、自己口の記事欄に自己の金融機関コード等を入力しないこととする。

5. 決済円滑化に係る留意事項

- 決済量が大量となる市場参加者においては、決済情報を自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとの CPU 接続も有効な方策と考えられる。）。
- 日本銀行では、国債決済の RTGS 化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するための DVP 同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。
 ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。
- 市場参加者は、国債受渡依頼電文の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。
- 国債と資金が別に動く決済（FOP 決済）及び書面決済については、DVP 決済と比べ

て決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP 決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととする。

III. フェイルに関するガイドライン

1. フェイルの定義

国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。

2. フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。

3. フェイルに関するガイドラインの前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、国債と資金を同時に決済する DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。

なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。
- (2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 4 条、レポ取引にあっては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第 11 条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第 13 条に定める方法により行うものとする。
- (4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。
- (6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4. フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまで

の経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用することができる。

- (3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)という経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。
- (4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

5. フェイルチャージの取扱い

- (1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。
- (2) 市場参加者は、全ての DVP 決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。
- (3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。
- (4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、日銀ネット国債系稼働終了時刻までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理

- (1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。
- (2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額

を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン

1. 標準的なネットティング・スキーム

市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する（注4）。

(1) ネットティングの形態

二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。

(2) 対象となる決済数量

同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）を対象とする。

(3) 対象となる決済方法

DVP 決済の取引を対象とする。

(4) 対象となる取引の約定時限

受渡日を基準とし、受渡日前営業日の正午までに約定した取引を対象とする。

(5) 対象となる取引種別

売買（現先売買を含む。）取引同士及び貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする。

(6) 対象となる国債の保有形態

振替国債を対象とする。

(7) 対象となる口座

取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットティングは行わない。

(8) ペア付けの方法

受渡金額をキーとして、受渡金額の高いものから順にペア付けを行う。

なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。

(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限

ネットティング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットティングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前9時をもってネットティングの効力が発生することとする。

(10) 資金決済口座の指定

原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。

2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング

- (1) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットティング導入を一層容易にするため、上記に示す「標準的なネットティング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記1.の(3)～(6)の項目を当事者間の合意によって変更したネットティング（以下「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」という。）を行うことも可能とする（注5）。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1.の(7)～(10)の項目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。

- (2) 「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」における法的有効性については、標準的なネットティング・スキームと同様である。

3. 事務手続き

- (1) ペア付けの指図

当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペア付けすることとする。

- (2) ネットティングの照合通知

受渡日前営業日の正午までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知書（参考様式1参照）に記載し、相互に同通知書を送付する。

- (3) ネットティングの照合時限

受渡日前営業日の午後3時までに照合を完了する。

- (4) 照合通知の送付方法

FAX等を利用する。

- (5) 照合通知の確認方法

取引先間相互に行うこととする。

- (6) 異議の通知

内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後3時までに最終的に正しい照合通知書を送付することにより、照合を完了させることとする。

- (7) 照合部署

原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。

ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。

4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係

市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式2参照）及び事前通知書（参考様式3参

（注4） 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。

（注5） 例えば、FOP決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。

照)を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。

事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。
- (2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV ネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の合意を容易に確認することができる。

なお、照合通知書に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。

- (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知書に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知書の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知書の内容が優先するが、当事者間で照合通知書に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。

5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティングについて

市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティングに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティング^(注6)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) ネットティングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要がある、国債のフェイル又は資

(注6) 例えば、集約方式(各当事者が同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式)によるペイメント・ネットティング、同一銘柄で額面の異なる国債を差引額で決済する方式によるペイメント・ネットティング及びオブリゲーション・ネットティング(当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式)がある。

金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。

- (2) 市場参加者間でネットティング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の 1 つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。
- (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。なお、額面の異なる国債を差引額で決済する等の、同一銘柄におけるペアオフ以外の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」に係る法的有効性については、「標準的なネットティング・スキーム」と同様である。

以 上

(注)	平 1 2 .	8 . 2 9	制定
	平 1 2 . 1 2 . 2 6		改正
	平 1 3 .	1 . 4	施行
	平 1 4 .	5 . 1 6	改正
	平 1 4 .	6 . 1 0	施行
	平 1 5 . 1 1 . 1 4		改正
	平 1 6 .	1 . 1 9	施行
	平 2 2 .	6 . 1 1	改正
	平 2 2 . 1 1 .	1	施行

XXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
TEL	XXXX
FAX	XXXX
TEL (2)	XXXX
FAX (2)	XXXX

国債のネットिंगに係る照合通知書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. ニ当事者間におけるネットिंगに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットिंगの内容を確認するため、本通知書を御送付致しますので、内容を御確認下さい。

受渡日YYYY年MM月DD日

貴社資金決済口座		当社資金決済口座	
金融機関名		金融機関名	
口座名称		口座名称	
口座番号		口座番号	

保有形態	振替国債
------	------

ネットिंग明細			原約定明細					
ネットिंग No.	貴社の 支払／受取	受渡金額 (円)	銘柄名	貴社証券受入取引	決済方法	支払受渡金額	約定日	額面 (千円)
				貴社証券引渡取引	決済方法	受入受渡金額	約定日	額面 (千円)
1	支払	AA,AAA,AAA	123利付国庫債券	買	D V P	B,BBB,BBB,BBB	YYYY-MM-DD	b,bbb,bbb
				貸	D V P	C,CCC,CCC,CCC	YYYY-MM-DD	C,CCC,CCC
2				取引区分を記載 例) 買…取引先の買 売…取引先の売 貸…取引先の貸付 借…取引先の借入 貸返…取引先の貸付返済 借返…取引先の借入返済				
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

<記入例> 日銀当座を原則とし、市中銀行口座は適宜、記入欄を増やして利用する。

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX (印)
連絡先	XXXX

国債のネットイングに係る事前確認書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. ニ当事者間におけるネットイングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットイングについて、下記の事項を確認するために本確認書を御送付致します。

記

1. ネットイングの概要

ネットイングの方法	ガイドラインにおける標準的なネットイング・スキーム及び事務手続きにより行うネットイング
	標準的なネットイング・スキームに準ずるネットイング

2. 標準的なネットイング・スキームに準ずるネットイングにおける確認事項

(標準的なネットイング・スキームに基づくネットイングを行う場合には以下記載不要)

対象となる決済数量	標準的なネットイング・スキームに基づくペーパー
	ペーパー以外を含む (※詳細はその他補足・追記事項を参照)
対象となる決済方法	標準的なネットイング・スキームに基づくDVP取引同士の決済のみ
	FOP取引同士の決済のみ
	DVP、FOP取引同士間及びDVP、FOP取引の相互間の決済
対象となる取引種別	標準的なネットイング・スキームに基づく売買(含現先)取引同士、(現金担保付)貸借取引同士、及び売買(含現先)取引・(現金担保付)貸借取引の相互間
	売買(含現先)取引同士間のみ
	(現金担保付)貸借取引同士間のみ
	その他 (例. 無担保貸借取引同士間)
対象となる保有形態	標準的なネットイング・スキームに基づく振替国債同士間のみ
	登録国債同士間のみ
	振替国債、登録国債同士間および振替国債、登録国債の相互間
対象となる取引の約定時 限	標準的なネットイング・スキームに基づく受渡日前営業日正午までの約定分
	受渡日〇〇〇 (〇時) までの約定分
	※当該約定時限の変更に伴い合意した時限を併記
	ネットイングの通知・解消時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで ネットイングの照合時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで 異議等の連絡時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで

3. 対象となる口座等

	別途、当社から指定した場合を除き、当社口座のすべてを上記確認事項に基づきネットイングする
	以下にあげる口座等

その他補足・追記事項

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX (印)
連絡先	XXXX

国債のネットイングに係る事前通知書兼変更連絡書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. ニ当事者間におけるネットイングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットイングについて、下記の事項（新規・変更）を事前に御連絡致します。

（変更連絡書として使用する場合は、変更を行う項目の番号に○印を付ける。）

記

1. 資金決済口座

日銀資金決済口座	
1 金融機関名（漢字）	
2 口座名称	
3 口座番号	

対象口座により決済口座が異なる場合には、対象となる口座を別途、補足事項欄に記載する。

2. 責任者・担当者および連絡先

1 担当部署名	
2 責任者	
3 担当者	
4 TEL（1）	
5 FAX（1）	
6 TEL（2）	
7 FAX（2）	

3. 補足事項欄

適宜、利用

<記入例>日銀当座を原則とし、市中銀行口座は補足事項欄に表記する。

フェイルチャージの実務に関する取扱指針

I. 目的

本取扱指針は、日本証券業協会（以下、「日証協」という。）の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」中の「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」において定めるフェイルチャージの取扱いのうち、フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務の取扱いを定めることを目的とする。なお、本取扱指針の対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引及び貸借取引をいう。以下同じ。）である。

II. 導入前の準備

1. 契約関連

条件付売買取引については、「債券等の現先取引に関する基本契約書」（日証協参考様式）第 20 条において、また、貸借取引については、「債券貸借取引に関する基本契約書」（日証協参考様式）第 22 条において、「本基本契約に定めのない事項は、…及び日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理し、…」とそれぞれ記載されている。これらを踏まえれば、条件付売買取引及び貸借取引におけるフェイルチャージの導入にあたっては、日証協の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」中の「Ⅲ. フェイルに関するガイドライン」においてフェイルチャージの取扱いが定められていることにより、追加的な契約の締結や締結済みの現行契約の改訂は要しないものと理解される。

ただし、現金担保付債券貸借取引については、フェイル時の取扱いを明確にするため、取引当事者間で「フェイルに関する覚書」を締結していない場合、新たに当該覚書を締結することが推奨される。

なお、レポ取引と同様に、売買取引に係るフェイルチャージの取扱いについても、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」及び本取扱指針に沿って対応すべきものと理解される。

2. 事前通知

- ① 取引の前提となる市場慣行の重要な変更であるフェイルチャージの導入に際し、あらかじめその旨を通知する文書を送付することが推奨される。通知文書について、取引相手方から異論がなく、通知文書が定める期日（別紙 1 の様式における「確認日」）の翌営業日以降に、新たな取引を行った場合は、合意が成立したものとみなされる。
- ② 通知文書は、少なくとも取引当事者の一方が、取引相手方に送付するものとする。
- ③ 通知文書は、別紙 1 の様式を参考としながら、フェイルチャージを導入する期日（別紙 1 の様式における「適用開始日」）や当該期日以降のフェイルについてチャージを請求すること、フェイルチャージの対象となる取引種別、フェイルチャージの計算方法を明らかにするものとする。
- ④ 通知文書は、手交、郵送をはじめ、ファックスや電子メールにより送付することができるものとする。なお、送付の際は、先方に通知文書が到達したことを何らかの方法により確認を行うことが推奨される。

3. 個別取引明細書等における通知

- ① 当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを明示し、請求の根拠とするため、個別取引明細書等においてその旨を示す文言を追加記載することを推奨する。当該記載によ

り、取引当事者間で事前通知等に基づき、フェイルチャージの請求について合意が成立した取引であることの確認を行うものとする。

- ② 追加記載する文言は、別紙2の様式を参考としながら、当該明細書等に記載された取引がフェイルチャージ請求の対象である旨を明記するものとする。
- ③ なお、取引にあたって個別取引明細書等の送付を行っていない場合は、個別取引明細書等における通知を省略することができるものとする。

III. 計算・請求

1. 計算方法

(1) 具体的な計算式

フェイルチャージは、以下の計算式によって算出するものとする。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

(2) 計算式における定義等

- ① 参照レートとは、日本銀行の金融政策運営における政策金利（無担保コールレート（オーバーナイト物））の誘導目標（レンジの場合はその下限）をいうものとする。
- ② フェイル期間中に参照レートが変更された場合は、変更実施日の翌日以降のフェイル期間において、変更後の参照レートを適用し、計算するものとする。なお、日本銀行の金融政策運営における政策金利そのものが、無担保コールレート（オーバーナイト物）から別のものに変更となった場合には、暫定的に変更前の参照レートにより計算を行うものとする。この場合、速やかに参照レートの見直しを検討するものとする。
- ③ 受渡金額は、条件付売買取引又は貸借取引については、スタート・フェイルにおいてはスタート取引の受渡金額又は貸出時の受渡金額、エンド・フェイルにおいてはエンド取引の受渡金額又は返済時の受渡金額をいうものとする。

2. 請求

(1) 請求者・請求先

フェイルチャージの請求は、フェイルされた受け方がフェイルした渡し方に対して行うものとする。

(2) 請求の間隔

請求は、1ヵ月毎にまとめて行うものとし、月初から月末までのフェイル期間（暦日ベース）にかかるフェイルチャージを合計した金額を請求するものとする。

(3) 請求の期日

請求者は、フェイルチャージの計算対象月の翌月の第10営業日までに、フェイルの相手方にフェイルチャージを請求するものとする。なお、請求者が請求を行わなかった場合には、計算対象月の翌々月以降に繰り越すことはできないものとする。

(4) 請求方法と照合

金銭の支払いを請求するものであることを鑑み、書面によって請求することが推奨される。また、請求金額の照合を取引当事者間で請求後遅滞なく行うことが推奨される。

(5) 連絡先の確認

フェイルチャージの請求や照合、決済等の連絡先について、あらかじめ取引関係者間で確認しておくことが推奨される。特に、非居住者取引や信託取引など、複数の取引関係者が関与する取引である場合には、事務上の混乱が生じないよう十分に確認しておくことが求められる。

IV. 受払い

(1) 受払いの期日

フェイルチャージの受払いは、請求を行った月の月内に完了させるものとする。受払い金額が相当に大きくなる場合もあり得ることを鑑み、取引当事者間で請求・照合した後すみやかに受払いすることが推奨される。その場合、取引当事者間で決済日を確認の上、処理することが求められる。

(2) ネットティング

取引当事者間で合意すれば、フェイルチャージの受払いをネットティングすることができるものとする。この場合、取引当事者間でネットティングの有無について、十分に確認を行うものとする。

(3) 受払い金額の下限

- ① 事務処理の効率化を図り、過小な金額の受払いを回避するため、取引当事者間で合意すれば、受払い金額の下限を5万円とし、5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略することができるものとする。
- ② この下限の適用は、取引当事者の双方のグロスベースの受払い金額又は双方の受払い金額を差し引いた後のネットベースの受払い金額のいずれに対しても適用することができるが、事務処理の効率化の観点から、原則として、フェイルチャージの受払いをグロスベースで行う場合には、同金額に対して適用するものとし、IV.(2)によりフェイルチャージの受払いをネットティングすることについて取引当事者間で合意した場合には、ネットベースの受払い金額に対して適用するものとする。この点については、取引当事者間で十分に確認の上、受払いを行うことが求められる。

(4) 受払いの方法

フェイルチャージの受払い方法については、日銀当座預金を利用した決済が推奨されるが、日銀当座預金を保有していない当事者においては銀行送金等によることもあり得るため、取引当事者間において十分確認の上、受払いを行うことが求められる。

(5) 支払いが遅延した場合の取扱い

フェイルチャージの受払いが請求を行った月内に行われなかった場合、取引当事者間で取扱いを協議し、合意すれば、支払期日以降の遅延分について一定の遅延利息を課すことができるものとする。

以 上

別紙 1

(フェイルチャージ導入に係る事前通知雛型)

〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇御中

会社名 ××××

日本国債取引に関する重要な変更のお知らせ

貴社との日本国債取引に関する重要な変更についてお知らせいたします。

先般、日本証券業協会（以下「日証協」といいます。）より、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正及び「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」の新設が公表（詳細及び最新版につきましては、日証協 HP をご参照下さい。）され、平成 22 年 11 月 1 日より、フェイルに関する市場慣行の見直しが実施される予定です^(注 1)。

この見直しにより、DVP 決済を前提とした全ての日本国債取引において発生するフェイルについて、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に定める手続きに従って、フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいいます。）を請求できることとなります（以下、この市場慣行を「フェイルチャージ慣行」といいます。）。

弊社は、フェイルチャージ慣行を貴社との取引に適用することとし、貴社と弊社との間で行う DVP 決済を前提とした日本国債取引については、個別の取引について別段の

(注1) 日証協では、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、フェイルに関する市場慣行の見直しや日証協規則「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の条件付売買の取扱いに関する規則」の一部改正を行っており、この中で、低金利下におけるフェイルの頻発を予防又は抑制することを目的として、フェイルチャージに関する市場慣行を策定しています。今般の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正では、「フェイルに関するガイドライン」において、フェイルチャージの取扱いが新たに定められたほか、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」が新設され、フェイルチャージの導入方法やフェイルチャージの計算・請求、受払いなどを行うための標準的な手続きを定めています。なお、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、フェイルチャージに関する手続きのほか、現金担保付債券貸借取引については、フェイル時の取扱いを明確にするため、取引当事者間で「フェイルに関する覚書」を締結していない場合、新たに当該覚書を締結することを推奨しています。

合意が明示的になされない限り、下記のとおり取り扱われるものとしたく、お知らせいたします。

記

貴社及び弊社は、貴社と弊社との間で約定した DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提とした日本国債取引（売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。））について、[年 月 日]（以下「確認日」といいます。）までに貴社からフェイルチャージ慣行を適用することについて格別のお申出がなく、確認日の翌営業日以降に新たな取引を約定したとき（以下、約定日を「基準日」といいます。）は、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、貴社は、[年 月 日]^(注2)（以下「適用開始日」といいます。）以降に行われるすべての決済に対してフェイルチャージ慣行が適用されることに同意したものとみなされます。同様に、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、弊社も適用開始日以降に行われるすべての決済に対してフェイルチャージ慣行が適用されることに同意したものとみなされます。ただし、基準日が適用開始日以降のときは、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージ慣行が適用されるものとします。

なお、貴社及び弊社は、一つ又は複数のフェイルチャージ慣行の対象取引についてフェイルチャージの請求を行わなかった場合においても、他の対象取引に関するフェイルチャージの請求を行う権利を放棄したとはみなされません。また、フェイルチャージの請求は、対象取引にかかる契約又は適用される法律に基づくその他の権利の行使を妨げるものではなく、貴社及び弊社以外の第三者も含め、当該権利を放棄したとはみなされません。

本フェイルチャージ慣行の適用にあたり、何卒ご協力及びご理解の程、宜しく申し上げます。なお、上記の変更につきましてご質問がございましたら、弊社担当者までご連絡下さい

(注2) 日証協では、フェイル慣行を見直し、フェイルチャージ慣行を平成 22 年 11 月 1 日より市場慣行として導入する予定です。

(フェイルチャージ導入に係る個別取引明細書等上の記載事項例)

フェイルチャージ慣行を導入することとした市場参加者は、その個別取引明細書等上において、フェイルチャージ慣行に従う旨の記載を追加することが推奨されています。以下の文言は、当該記載の例です。市場参加者は、これを基に、個別の事情に照らして適切な記載となるよう、文言の修正の要否について検討する必要があります。

本取引は、日本証券業協会が公表している
「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」に定める
フェイルチャージの取扱いに従います。

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」及び
「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」
に基づく決済についてのQ & A

平成22年11月版

日 本 証 券 業 協 会

目 次

はじめに	1
Q 1 : 決済金額の小口化とはどういうことですか。	2
Q 2 : なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。	2
Q 3 : カットオフ・タイムとはどういうものですか。	3
Q 4 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。	3
Q 5 : リバーサル・タイムとはどういうものですか。	4
Q 6 : なぜ、カットオフ・タイムの見直しを行ったのですか。	4
Q 7 : 日銀ネット国債DVPシステムの記事欄を活用する際に留意する点は何ですか。	5
Q 8 : フェイルとはどういうことですか。	6
Q 9 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。	6
Q 10 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。	7
Q 11 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。	7
Q 12 : なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。	8
Q 13 : なぜ、非DVP決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。	9
Q 14 : RTGSにもかかわらず、なぜネットティング慣行を策定したのですか。 ...	10
Q 15 : 異額面のペイメント・ネットティングを行う際に留意する点は何ですか。 ...	10
Q 16 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、 一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要 ですか。	11
Q 17 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知難型における確認日、 基準日、適用開始日とはどういうものですか。	12

Q 1 8 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。……………	1 3
Q 1 9 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。……………	1 3
Q 2 0 : フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。……………	1 4
Q 2 1 : フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。……………	1 4
Q 2 2 : フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。……………	1 5
Q 2 3 : フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。……………	1 5
Q 2 4 : フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。……………	1 6
Q 2 5 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。……………	1 6
Q 2 6 : 5 万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これは月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。……………	1 6
Q 2 7 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。……………	1 7
Q 2 8 : J G B C C で清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。……………	1 7
Q 2 9 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。……	1 8
Q 3 0 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。……………	1 8
Q 3 1 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。……	1 9

は　じ　め　に

金融取引の急拡大とグローバル化を背景として、各国で決済システムに係るリスク対策の必要性が急速な高まりをみせており、特に証券決済システムに係る決済リスク対策は喫緊の課題となっております。我が国でも平成13年1月4日から日本銀行は日銀ネット国債系システムを即時グロス決済（以下、「RTGS」といいます。）に移行させ、グローバル・スタンダードに沿った決済システムとして、円滑かつ迅速な資金・国債の受渡しの履行を可能としました。RTGS化により、日銀ネット上での国債決済において不履行が発生した際のシステム・リスクが削減されるとともに、即時の決済ファイナリティが実現しました。市場参加者にとってはリアルタイムで取引先の決済リスクを管理できるインフラが整備され、国債市場における決済の安定性が向上しました。

この間、本協会では、市場参加者が日銀ネットにおける諸規程を前提に資金・国債の調達負担を軽減し、国債取引に係る決済処理手続きを円滑かつ安定的に行うために遵守すべき市場慣行等を策定すべく、証券会社、銀行、信託銀行、系統上部金融機関及び生命保険会社の各業態からメンバーを選出した「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を行い、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」（以下、ガイドラインといいます。）を取りまとめ、証券会社等関係者へ提供いたしました。

また、平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機以降、市場参加者において債券決済におけるフェイル慣行等を改めて見直す必要性が強く認識されたことを踏まえ、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、本協会公社債委員会の下部機関として、市場横断的なメンバーにより組成される「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置しました。同ワーキング・グループでは、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含め、フェイル慣行の更なる定着に向けた見直しについて検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表しました。これを踏まえ、本協会では、平成22年6月にガイドラインの一部改正を行いました。

このガイドラインに対する市場参加者の皆様の質問には適宜回答を行ってきておりますが、ガイドラインの策定や改正の背景、規定の内容等を一層的確に説明することが、円滑かつ安定した決済を行うための一助となると考え、Q&Aを作成しました。なお、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、新たにフェイルチャージを導入するにあたって、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下、取扱指針といいます。）を新設いたしました。この他、カットオフ・タイムやフェイル慣行を適用するための前提の見直しを行っており、これに伴いQ&A項目の大幅な見直しを行いました。

本協会といたしましては、市場参加者の皆様より実務的な観点から寄せられるご意見等に基づき、RTGSに関する市場慣行を今後とも適宜見直すことといたしたいと存じます。

Q 1 : 決済金額の小口化とはどういうことですか。

A : 決済金額の小口化とは、国債の取引を日銀ネット上で決済する際に 1 件当たりの上限額面を 5 0 億円とする市場慣行です。ただし、額面 5 0 億円を超える国債取引を何ら制約するものではありません。

額面 5 0 億円超の取引の小口化に当たっては、約定金額と小口化後の日銀ネットにおける決済金額が一致するよう、約定伝票の処理の段階から額面 5 0 億円を上限に小口化することとしております。

(ガイドラインⅡ. 1. 「決済金額の小口化」参照)

Q 2 : なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。

A : 従来の時点決済と異なり、RTGS では国債取引が一本一本グロスで決済されるため、取引が連鎖しているケースでは国債と資金の残高を確保しながら順を追って決済していくことになります。このため、大きなロットの取引では、資金・国債の残高手当てに時間を要し、決済が遅延する恐れがあるほか、日中未決済残高が大きく積み上がる可能性があります。

決済金額の小口化は、1 件当たりの決済に必要な資金・国債残高を削減することから、日中の一時的な資金もしくは国債の残高不足によって決済が滞る「すくみ」の解消に非常に有効であると考えられます。さらに、決済金額の小口化はネットィングを容易にする効果もあります。

市場参加者の利便性や実務的な観点から、日本銀行との一部の決済を例外としておりますが、国債のように連鎖の多い取引では、広範な市場参加者が本慣行を遵守することにより、はじめて決済処理の標準化、システム化の進展が図れます。

事務負担等軽減のため、小口化の慣行の例外としたいケースもあると思われますが、上記の趣旨から決済金額小口化の慣行を遵守されますよう、市場参加者の皆様のご理解をお願いいたします。

Q 3 : カットオフ・タイムとはどのようなものですか。

A : カットオフ・タイムとは、一日の決済の終了を視野に入れ、フェイル等の認識を行うため市場参加者間で策定した「日銀ネット国債系稼働終了時刻の前に設けた決済の締切時刻」です。

ガイドラインではカットオフ・タイムを午後2時と定めており、市場参加者はカットオフ・タイムをもってすべての国債受渡依頼電文の送信を終了させることとしております。

カットオフ・タイムにおいて、国債受渡依頼電文の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととします。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債受渡依頼電文の送付が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとします。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」、
同Ⅲ. 6. 「カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い」参照)

Q 4 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。

A : RTGSでは国債を決済する順序次第で連鎖の状況や未決済残の内容が変化するとともに、「すくみ」等が原因で当日中に決済を完了できないケースも生じます。

このため、当日の決済結果如何により、渡し方から国債を受け取れない場合に受け方が余剰資金を運用したり、市場参加者が日本銀行から受けた日中与信の残高を調整しながら、国債と資金の最終残高を確定するための時間の確保が必要となります。

このような点を踏まえて、市場参加者全員が毎日の決済を円滑に終了するためには、市場参加者間で決済処理完了の目途となるとともに取引当事者間でフェイル状況を認識するための決済締切時刻を設定する必要があるとの結論に至り、カットオフ・タイムを策定いたしました。

カットオフ・タイムが有効に機能するか否かにより当日の市場における決済の進捗度や円滑性に大きな影響が及びますので、市場参加者の皆様に同慣行の遵守についてご理解いただきたいと存じます。

なお、カットオフ・タイムは日本国債と同様にRTGSで決済している米国国債

市場でも導入されている市場慣行です。

(ガイドラインⅡ. 3. 「決済日における市場参加者の行動指針」参照)

Q 5 : リバーサル・タイムとはどのようなものですか。

A : リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム以前の時点において取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、フェイルが確定した場合の資金や国債の運用、決済の内容に過誤があった場合の訂正等、当日の決済を終了するための作業を行う時間です。一日の決済処理を円滑に終了するため、リバーサル・タイムの有効利用が非常に重要となります。

ガイドラインではリバーサル・タイムを各営業日におけるカットオフ・タイムから日銀ネット国債系稼働終了時刻までの間と定めております。

ただし、決済を円滑に終了させる観点から、日銀ネット国債系の稼働終了時刻の30分前から稼働終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとしします。

また、ガイドラインでは、リバーサル・タイムを利用して当日の決済すべてが無事に終了するよう当事者間で誠実に対応するよう規定しております。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」、
同3. 「決済日における市場参加者の行動指針」参照)

Q 6 : なぜ、カットオフ・タイムの見直しを行ったのですか。

A : 平成22年6月のガイドラインの見直しでは、カットオフ・タイムについて、市場参加者がフェイルを前提とした事務処理体制を整備し、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から検討が行われました。この結果、特にこれまでフェイルを受けることがなかった先におけるフェイル確定後の事務処理や余剰資金の運用に配慮し、従来の午後3時30分から午後2時に前倒しすることとなりました。

また、日銀ネット国債系の稼働終了時刻が延長になった場合、従来はカットオフ・タイムも合わせて延長する扱いとしていましたが、この場合にもカットオフ・タイムの延長は行わず、午後2時に固定することとしています。

ただし、緊急時において、公社債市場BCPの枠組みにより、日銀ネット国債系

の稼動終了時刻の延長が行われた場合には、カットオフ・タイムについても延長などの市場慣行の変更推奨が行われる場合があります。

	見直し後のガイドライン (平成 22 年 11 月 1 日以降)	見直し前のガイドライン (平成 22 年 10 月 31 日以前)
午後 2 時	2 時 カットオフ・タイム	
3 時	2 時～4 時 30 分 ^(注) リバーサル・タイム	3 時 30 分 カットオフ・タイム
4 時		3 時 30 分～4 時 30 分 リバーサル・タイム
4 時 30 分	日銀ネット国債系終了	日銀ネット国債系終了

(注) 日銀ネット国債系の稼動終了時刻(午後 4 時 30 分)は、原則的な運行スケジュールによる場合(平成 22 年 6 月現在)。

(ガイドラインⅡ. 2. 「カットオフ・タイム等の設定」参照)

Q 7 : 日銀ネット国債 D V P システムの記事欄を活用する際に留意する点は何ですか。

A : 市場参加者相互間のシステム処理を円滑に行う観点から、ガイドラインで定めている入力フィールドの 1 桁目から 3 0 桁目までの活用方法を厳守いただきたいと思います。

同慣行は、預り口等の決済を正確かつ迅速に処理するためには日銀ネット国債 D V P システムに設けられた記事欄の活用方法等の標準化が有効であるとの考え方により、導入されたものです。

また、現状でも取引当事者間において 3 1 桁目以降の自由使用欄を有効に活用されているケースが多々あると伺っておりますが、自由使用欄の活用にあたっては相手方のシステム処理方法等を確認のうえ双方合意の下に活用されますようご留意願います。

(ガイドラインⅡ. 4. 「預り口等の決済の円滑化」参照)

Q 8 : フェイルとはどういうことですか。

A : フェイルとは、国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことです。

(ガイドラインⅢ. 1. 「フェイルの定義」参照)

Q 9 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行適用の前提は次のとおりです。

- (1) DVP決済(取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。)の取引であること(注)
- (2) 売買取引及びレポ取引(条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。)であること
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うこと
- (4) フェイルの発生をもって当該取引の解除権を行使しないこと
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は認めないこと
- (6) ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了は当事者間で対応すること

(注) DVP決済の範囲については、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、平成13年のガイドライン策定後の国債決済に係るオフショア円決済などの国際的な動向や、米国における先行事例などを参考にしつつ、検討が行われた結果、全てのDVP決済を対象とすることとされました。すなわち、従来の国債と資金を同時に決済する日銀ネットにおけるDVP決済に加え、取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合をDVP決済の範囲に含むこととしています。なお、DVP決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含みます。

(ガイドラインⅢ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」参照)

Q 1 0 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行については、日本国債に係る売買取引及びレポ取引（条件付売買取引及び貸借取引）を行う全ての市場参加者が遵守することが期待されています。

（ガイドラインⅠ． 1. 「目的」、同Ⅲ． 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」参照）

Q 1 1 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。

A : フェイル慣行は、ご存知のように海外主要市場ではすでに確立し、各市場参加者に受け入れられております。これは、R T G S システムの下では、取引の拡大や決済の円滑化、効率化のためにフェイルを許容することが必要であることから、「頻発は避けるべきであるが発生自体は忌避するべきではない」という認識が定着しているためです。

フェイル慣行は時点決済が中心であった我が国債券市場にはシステミック・リスクの観点から導入されず、したがってこれを認める文化もありませんでしたが、ご存知のように平成 1 3 年 1 月 4 日をもって日銀ネットが R T G S 化され、これらの状況が変化しました。

国債の R T G S では、決済事務の増大や取引の連鎖による決済の遅延、ループ取引の発生などが避けられず、ある程度のフェイルは発生せざるを得ません。そこで、フェイル慣行のもつ経済合理性や効果、グローバル・スタンダード等を勘案した結果、活発な国債取引のさらなる拡大と決済の円滑化、効率化の確保を図るため、我が国でもフェイル慣行の導入は不可欠であるとの結論に至り、国債市場に導入いたしました（注 1）。

我が国においてもフェイル慣行の一層の定着を図るためには、各市場参加者がフェイルの発生はやむを得ないという認識を共有し、前向きにフェイル慣行を受け入れることが必要です。

一方で、フェイル慣行を悪用する意図的なフェイルやフェイルの頻発は決済リスクを増大させるとともに円滑な取引や決済を阻害する要因になるので、今後も抑制するよう適切に対応していきたいと存じます（注 2）。

また、フェイル慣行の定着に当たり、フェイル発生時に速やかに帳簿処理するシ

システムや会計処理方法の確立が必要であり、本協会としては明示すべき事項を整備しております。今後も必要に応じて適切に対応していきたいと存じます。

(注1) 日本銀行は平成13年5月29日に「国債市場の流動性と金融調節の透明性を向上するための施策」を公表し、同行とのオペ取引等の決済未了に関するルールを明確化しております。

(注2) 本協会では取引当事者間で解消できない長期的なフェイルを解消する規則として「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)を制定しております。また、平成13年3月に改正された「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」では、DVP決済でのフェイルに係る取引先リスクウェイトを4日以下は0%とし、その後期間に応じ段階的に増加する旨を規定しており、証券会社等にフェイルの早期解消を促す効果のある内容となっております。

Q12：なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。

A： フェイルが発生した場合、フェイルの解消時には当事者間で原約定の約定金額(原約定の元本金額と経過利子)を授受することとしており、当事者間で次のような経済的な効果が生じます。

(1) フェイルした国債の渡し方に生じる経済的デメリット

フェイルした国債の渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担するか、もしくは受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子は予定されていた決済日までの額しか受け取ることができない。

(2) フェイルされた受け方に生じる経済的メリット

フェイルされた国債の受け方は、当初予定されていた決済日から実際に債券を受領する日までの経過利子相当額を受け取れるとともに、フェイルにより滞留する手元資金の運用益を享受することができる。

このような経済的な効果は、フェイルの発生を抑制するとともにフェイルを解消するインセンティブとなりうるとの結論に至り、フェイルした先には特別の罰則を課さず、遅延損害金等の授受を行わないこととしております。

しかしながら、低金利下においては、上記でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの頻発といった事態が発生する懸念があります。

このため、従来のフェイル慣行では、低金利下における暫定的な取扱いとして、

当分の間、フェイルされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとしていましたが、具体的な費用の請求についての規定はありませんでした。

平成22年6月のガイドラインの見直しでは、フェイル慣行の更なる定着を図るにあたって、低金利下におけるフェイルの頻発といった事態を予防又は抑制する観点から、検討が行われました。この結果、暫定的な取扱いに代わるものとして新たにフェイルチャージを導入し、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいいます。）を請求できることとしました。フェイルチャージが導入されることにより、低金利下においても、フェイル発生を抑制する経済合理性が有効に機能すると考えられます。

（ガイドラインⅢ、4.「フェイル・コストに関する考え方」参照）

Q13：なぜ、非DVP決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。

A： 国債取引の決済形態には、DVP決済の他にもFOP決済、現物債授受による決済、保護預りによる決済があり、決済指示の発出方法にも日銀ネットへのオンライン入力によるものや、振替指図書等の書面によるものがあります。したがって、種々の事情により理論的には多様な形態の決済未了が発生し得ます。

本協会では、そのうちのDVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提にフェイル慣行を定めております。これは、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能するためには、国債と資金が同一日中に決済されることが前提となるためです（Q8、Q9、Q12参照）。

これに対し、非DVP決済では、国債と資金の決済タイミングが必ずしも同一日中ではないため、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能しない場合が考えられ、また、決済未了になる状態も多様なことから、非DVP決済の決済未了は状況に応じて取引当事者間に対応することが現実的であるとの結論に至り、市場慣行を策定しないこととしました

（注）。

（注）金融商品取引業を営む者が決済未了をフェイル慣行に沿って処理する場合、顧客の証券又は金銭等に係る分別管理義務の有無に留意して取り扱う必要がありますので、ご注意ください。

Q 1 4 : R T G S にもかわらず、なぜネットィング慣行を策定したのですか。

A : 国債取引の R T G S のメリットは、一取引ごとに国債と資金を即時に決済する方式のためシステミック・リスクを回避することができるのですが、反面、決済に必要とする国債と資金の量が従来の一般処理に比し増大することになります。

このため、市場参加者間で決済量の圧縮など事務効率の向上、資金負担の削減を意図して、二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡し債務と資金支払い債務が相対立して存在する場合には相殺し、差引額（以下、ネットィング尻という。）決済を行うことを市場慣行化したものです。

ただし、R T G S の本来の趣旨である決済リスクの削減に配慮し、ネットィング尻の決済が完了しない限り、ネットィング対象の個々の取引における債権債務の関係がそのまま存続することになります（こうしたネットィングを、バイラテラルのペイメント・ネットィングといいます。）。

また、投資家を含めた幅広い市場参加者を対象に慣行を定着させるため、同一銘柄、同一額面の国債のネットィング（ペアオフといいます。）を標準的なネットィング・スキームとしております。

市場の決済円滑化の観点から、上記の点にご留意のうえ、多くの市場参加者の皆様が幅広くネットィング慣行を活用されますようお願いいたします。

なお、これまで我が国には証券に関するネットィング慣行が存在せず、既存の法律に明文規定が存在しませんので、本協会では法律事務所の「ネットィングに関する意見書」を協会員通知することにより慣行の定着を図っております。

（ガイドラインⅣ. 1. 「標準的なネットィング・スキーム」参照）

Q 1 5 : 異額面のペイメント・ネットィングを行う際に留意する点は何ですか。

A : 国債の活発な取引を背景として、しばしば同一銘柄で額面の異なる国債の受取り債権と引渡し債務が発生することから、決済件数の多い市場参加者を中心に、ネットィング効果の向上や事務負担の軽減を図るため、異額面のペイメント・ネットィングが活発に利用されていると伺っております。

異額面のペイメント・ネットィングは、①ネットィング尻の決済未履行時には債権債務の関係を原約定のとおり巻き戻す合意を行っていること、②国債と資金の

ネットティング尻の決済の履行によりネットティングが成立すること、及び③日銀ネット上でのネットティングの確認方法等の点については、ペアオフと異なりません。

ただし、ネットティング効率を上げるために「複数」対「複数」の異額面のペイメント・ネットティングを行うケースでは、ネットティング方法の定型化やネットティング尻の決済未履行時の国債・資金及び会計等の処理がペアオフのように一様ではないことから、事前に社内体制をご確認のうえご利用ください。

(ガイドラインⅣ. 5. 『バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ』 以外のネットティングについて」 参照)

Q 1 6 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。

A : フェイルチャージの導入にあたって、法的には、取引当事者間の合意が成立する必要があります。事前通知の送付は、取引の前提となる市場慣行の重要な変更であるフェイルチャージの導入に際し、取引当事者間の合意が成立したとみなすうえで重要な手続きであることから、あらかじめその旨を通知する文書を送付することが推奨されます。

なお、フェイルチャージの導入にあたって、取引相手方の署名・捺印は必ずしも必要ではありませんが、事前通知の送付の方法によらず、追加的な契約の締結や締結済みの現行契約の改訂などの方法により、フェイルチャージを導入することも可能です。ただし、取扱指針では、取引当事者間での追加的な契約の締結等に係る事務負担を考慮し、標準的な方法として、事前通知の送付が推奨されています。

(取扱指針Ⅱ. 2. 「事前通知」 参照)

Q 17: フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知雛型における確認日、基準日、適用開始日とはどのようなものですか。

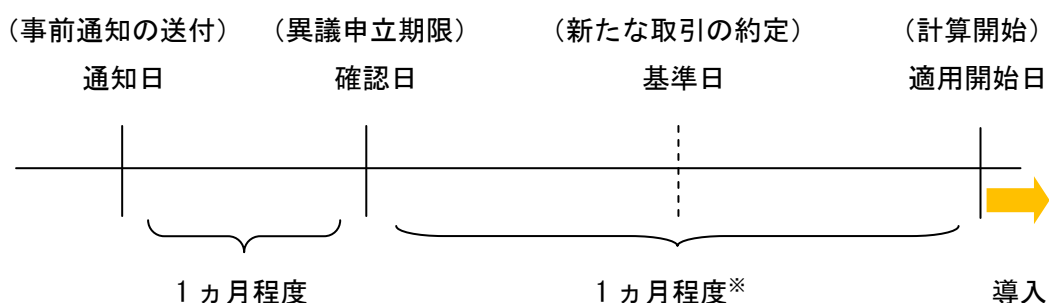
A: 本協会が策定している事前通知の雛型では、フェイルチャージ慣行の適用に対する取引相手方の異議申立期限を「確認日」、「確認日」の翌営業日以降に新たな取引を約定した日を「基準日」、フェイルチャージ慣行が適用される日を「適用開始日」としており、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、「適用開始日」以降のフェイル期間に対してフェイルチャージ慣行が適用されます。

また、事前通知の送付にあたっては、事前通知書上の通知日から「確認日」まで、及び「確認日」から「適用開始日」まで、各々、1ヵ月程度の期間を設けることが推奨されます。

なお、平成22年6月のガイドラインの見直しによるフェイルチャージの当初導入時においては、事前通知を送付する場合の適用開始日を平成22年11月1日とすることを想定しています。

当初導入日以降に新たな取引先と取引を行う場合には、基本的には、取引の約定や取引に係る基本契約書の締結にあたって、その時点の市場慣行に則って事務を行うことが当事者間で合意されていると考えられることから、特段の手続きを経ることなく、フェイルチャージを導入することが可能です。ただし、取引時の混乱を回避する観点から、事前通知の送付などの方法により、フェイルチャージの導入や適用開始日について、当事者間の合意成立を確認するといった対応も考えられます。

(事前通知の送付からフェイルチャージ導入までの手続き)



※この間に新たな取引の約定がない場合には、適用開始日の後、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージ慣行を適用。

Q 1 8 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。

A : 個別取引明細書等（コンファメーション）における通知は、当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを明示することにより、請求の法的根拠を補強するものです。当該通知によって、取引当事者間で、事前通知等に基づきフェイルチャージの請求について取引当事者間の合意が成立した取引であることの確認を行うことが可能です。

取扱指針では、フェイルチャージの請求に関する取引当事者間の混乱を回避する観点から、個別取引明細書等において当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを示す文言を追加記載することを推奨しています。

ただし、「個別取引明細書の交付省略に係る合意書」の締結などにより、個別取引明細書等の送付を行っていない場合には、個別取引明細書等における通知（フェイルチャージ適用に関する追加記載）を省略できるものとします。また、追加記載に係るシステム対応など当該通知に係る実務的な負担が重い場合においても、取引当事者間でフェイルチャージの導入に関する合意の成立や対象となる取引の範囲について十分に確認を行うことにより、当該通知を省略することも例外的な取扱いとしてよいものとします。

（取扱指針Ⅱ. 3. 「個別取引明細書等における通知」参照）

Q 1 9 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。

A : フェイルチャージは、以下の計算式によって算出するものとします。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

具体的には、フェイルチャージの対象となる取引毎に日々のフェイルチャージの金額を計算し、計算の結果、端数が生じた場合には、円未満の端数を切り捨てたうえで取引毎のフェイルチャージの金額を計算します。その後、取引毎のフェイルチャージの金額について1ヵ月分を合計した金額を請求するものとします。

（取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」参照）

Q 2 0 : フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。

A : 日本銀行の金融政策運営における政策金利は、平成 2 2 年 6 月現在、「無担保コールレート（オーバーナイト物）」です。なお、当該誘導目標がレンジで示されている場合には、その下限が参照レートとなります。また、政策金利について、「X % 前後」、「概ね X %」で推移するよう促すといった場合には、当該「X %」を参照レートとします。

日本銀行の金融政策運営における政策金利については、毎回の金融政策決定会後に公表される、直近の金融市場調節方針に関する公表文（「当面の金融政策運営について」、<http://www.boj.or.jp/>）をご確認ください。

（取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」(2) 「計算式における定義等」参照）

Q 2 1 : フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。

A : フェイル期間中に参照レートが変更された場合は、変更実施日の翌日以降のフェイル期間において、変更後の参照レートを適用し、フェイルチャージの計算を行うものとします。

また、日本銀行の金融政策運営における政策金利そのものが、無担保コールレート（オーバーナイト物）から別のものに変更となった場合には、暫定的に変更前の参照レートにより計算を行うものとします。この場合、速やかに参照レートの見直しを検討するものとします。

（取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」(2) 「計算式における定義等」参照）

Q 2 2 : フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。

A : フェイルチャージの計算における「受渡金額」には、債券貸借取引においては、貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額を含むものとします。条件付売買取引においては、現先利息を含むものとします。また、利含みでない条件付売買取引において取引期間中に支払われた利息は「受渡金額」には含めないものとします。

なお、当該「受渡金額」は、多くの市場参加者において、取引のエンド時（貸借取引の返済時及び条件付売買取引のエンド取引時）にDVP決済される金額について、上記の取扱いとしていることを踏まえたものです。

Q 2 3 : フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。

A : フェイルチャージの請求にあたっては、フェイルした渡し方や、フェイルされた受け方、フェイルとなった取引、フェイルチャージの金額について特定可能な情報を記載する必要があります。具体的な例は、以下のとおりです。

- ・フェイルした渡し方及びフェイルされた受け方の社名
- ・フェイルとなった債券（銘柄や受渡金額等）
- ・フェイルの発生日及び解消日
- ・フェイル時の各日付における参照レート（注）
- ・取引毎のフェイルチャージ金額（注）
- ・フェイルチャージの総額

（注）フェイルが計算対象月の前月から継続している場合又は計算対象月の翌月まで継続している場合は、当該計算対象月中の取引毎のフェイルチャージ金額及びフェイル時の各日付における参照レートを記載。

Q 2 4 : フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。

A: フェイルチャージの請求は、日本国債の取引に関する約定当事者間において、フェイルされた受け方が、フェイルした渡し方に対して行うものとします。この点、約定当事者には、信託銀行が有価証券運用信託において信託勘定の有価証券を運用する場合なども含まれると考えられます。

なお、非居住者取引や信託取引など、事務の代理を行う複数の取引関係者が関与する取引である場合には、事務上の混乱が生じないように、フェイルチャージの請求や照合、決済等の連絡先について、あらかじめ取引当事者間で確認を行うことが推奨されます。

(取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」(1)「請求者・請求先」、同(5)「連絡先の確認」参照)

Q 2 5 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。

A: フェイルが連鎖している場合やループの際にも、あくまで個々の取引がフェイルチャージ請求の対象となり、各々のフェイルについて、フェイルチャージを請求することとなります。ただし、取引当事者間で合意すれば、フェイルチャージの支払いをネッティングすることができます。

(取扱指針Ⅳ. (2)「ネッティング」参照)

Q 2 6 : 5万円未満のフェイルチャージ金額の支払いを省略できるとありますが、これは月間合計での支払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。

A: フェイルチャージの請求は、1ヵ月毎にまとめて行うものとします。当該請求に対する支払い時において、事務処理の効率化を図り、過小な金額の支払いを回避するため、取引当事者間で合意すれば、支払い金額の下限を5万円とし、5万円未満のフェイルチャージ金額の支払いを省略することができるものとします。したがって、月間合計での支払い金額が5万円未満の場合について、支払いの省略が可能と

なります。

なお、この下限の適用は、取引当事者の双方のグロスベースの受払い金額又は双方の受払い金額を差し引いた後のネットベースの受払い金額のいずれに対しても適用することができますが、事務処理の効率化の観点から、原則として、フェイルチャージの受払いをグロスベースで行う場合には、同金額に対して適用するものとし、当該受払いをネットイングすることについて取引当事者間で合意した場合には、ネットベースの受払い金額に対して適用するものとします。

(取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」、同Ⅳ. (3) 「受払い金額の下限」 参照)

Q 2 7 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。

A : フェイルチャージの受払いが、請求を行った月の月内に行われなかった場合、取引当事者間で取扱いを協議することとします。

なお、フェイルチャージの支払いが遅延した場合の取扱いとして、取引当事者間で取扱いを協議し、合意した場合には、支払期日以降の遅延分について一定の遅延利息を課することができるものとしています。

(取扱指針Ⅳ. (5) 「支払いが遅延した場合の取扱い」 参照)

Q 2 8 : J G B C Cで清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。

A : J G B C Cで清算される取引におけるフェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いは、原則としてガイドラインや取扱指針に定める市場慣行に則って、J G B C Cが別途定めることとなります。

Q 2 9 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。

A: ガイドライン及び取扱指針は国債取引を対象としており、国債以外の一般債等については、現在、市場慣行の見直しを行う予定はなく、フェイルチャージは適用されません。しかしながら、一般債等については、「一般債の振替決済に関するガイドライン」等においてフェイル慣行が定められており、今後の決済状況や市場環境の変化等によっては、見直しが行われることも考えられます。

なお、平成22年7月より、本協会では、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行い、これまでの空売り規制に加えて、空レポ規制（注）を導入していますが、当該規則については、国債以外の一般債等にも適用されます。

（注）本協会ホームページに掲載されている「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」（2010年4月20日）p. 7脚注2をご参照ください。

Q 3 0 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。

A: 多くの市場参加者が取扱指針に沿った取扱いを行うことが、実務の円滑化に資すると考えられることから、取扱指針に沿った取扱いを行うことが期待されますが、当事者間の合意があれば、これ以外の取扱いを行うことが妨げられるものではありません。

なお、ガイドラインや取扱指針は、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではありません。

Q 3 1 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。

A : フェイルチャージの会計や税務の取扱いは、個社の事情により様々なケースが考えられることから、取扱指針においては、統一的な取扱いを定めませんこととします。

なお、日証協会員等における会計処理方法については、日本証券業協会「債券のフェイルチャージに係る経理処理参考事例」（仮称）をご参照ください。

フェイルチャージの税務上の取扱いについては、基本的には各市場参加者が個別に確認することとします。

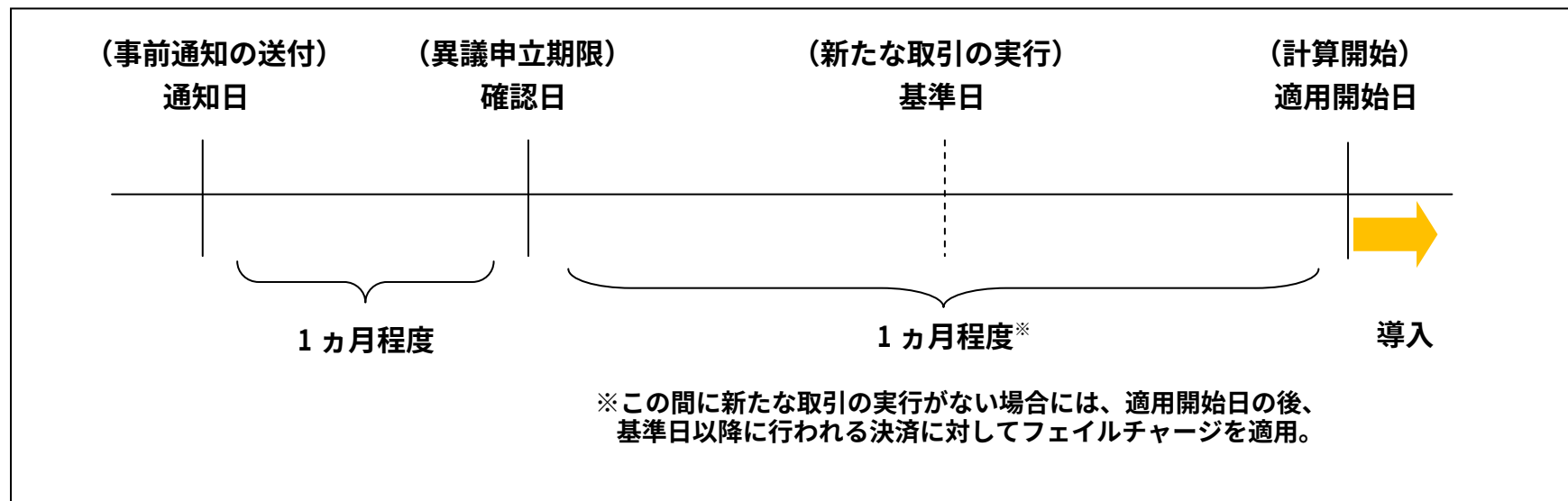
フェイルチャージの導入について

(フェイルチャージ請求の法的根拠)

- フェイルチャージの導入にあたっては、取引当事者間の合意が成立する必要があるとあり、そのための手続として、事前通知の送付を推奨。具体的には、以下の要件を満たせば、取引当事者間で合意が成立したとみなすことができる。

- ① 取引相手方への事前通知の送付
- ② 事前通知の後、通知で定めた期限が経過すること
- ③ 先方から、当該期限が経過するまでの間にフェイルチャージの導入について異論の申し出がないこと
- ④ 取引相手方とフェイルチャージ適用を前提とした新たな取引が行われること

(事前通知の送付からフェイルチャージ導入までの考え方)



以上を踏まえると、フェイルチャージ導入における事前通知の送付から計算開始までのスケジュールは以下のとおり。

2010年

6月 改正後の RTGS ガイドラインおよび日証協規則の公表

—— 併せて、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（事前通知雛型、個別取引明細書等上の記載事項例を含む）、改正後の RTGS ガイドライン Q&A を公表

7月 1日 日証協規則の施行

9月 1日 事前通知の送付

9月30日 確認日（事前通知に対する異議申立期限）

10月 X日 基準日（新たな取引の実行）※

11月 1日 適用開始日（フェイルチャージ導入日）

—— 適用開始日（11月1日）以降のフェイルについては、フェイルチャージの計算対象となる。

※ この間に新たな取引の実行がない場合には、適用開始日の後、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージを適用。